

福岡～長門湯本温泉線

おとずれ号



運行開始1周年 キャンペーン

2022年7月1日に新設した、西鉄高速バス「福岡～長門湯本温泉線」おとずれ号が、このたび運行1周年を迎えるにあたり、各種乗車券の割引および新たなセット券の販売を実施します。

■期間 8月31日（木）まで



①サマーキッズこども割

6歳以上12歳未満の小学生は片道料金が500円
※12歳以上でも小学校在学中であれば対象となります

②グループ割

「そぞろ歩きっぷ(1人8,000円)」を3人の利用で16,000円で販売。(実質1人分が無料)
さらに4人目以降も1人あたり半額の4,000円で販売。

③そぞろ歩きっぷ割

高速バスの往復乗車券と長門湯本温泉で使えるクーポンがセットになった乗車券「そぞろ歩きっぷ(1人8,000円)」が、25%オフ・2,000円引きの6,000円で販売。

予約・問い合わせ

窓口 西鉄天神高速バスターミナル (5:15～23:00)
博多バスターミナル (6:30～22:00)

Webアプリ ハイウェイバスドットコム
<https://www.highwaybus.com/>



電話 九州高速バス予約センター (8:00～19:00)
一般電話 ☎ 0120-489-939
携帯・IP電話 ☎ 092-734-2727
※電話は予約受付のみ

運行時間

	福岡発	停留所	長門発	
乗車のみ	9:01	↓ 博多バスターミナル	18:49	↑ 降車のみ
	9:20		18:33	
降車のみ	12:06	↓ ↓ ↓ ↓	15:48	↑ ↑ ↑ ↑ 乗車のみ
	12:17		15:39	
	12:24		15:30	

注意事項

②グループ割と③そぞろ歩きっぷ割は往路出発が福岡発のお客様が対象です。

お知らせ 新型コロナワクチン 「令和5年春開始接種」について

「令和5年春開始接種」の接種期間は8月31日（木）までです。

✓ **接種対象者** 初回（1・2回目）接種が完了した、以下のいずれかに該当する人のみ

65歳以上の高齢者

基礎疾患のある人
重症化リスクの高い人

医療従事者
高齢者施設などの従事者

ワクチン接種を受けるには接種券（白色）と予約が必要です。
※接種を希望する対象者で、接種券を持っていない人は問い合わせください。

✓ **接種を希望する人は、かかりつけ医療機関にご相談ください。かかりつけ医療機関のない人は、コロナワクチンコールセンターにご相談ください。**

コロナワクチンコールセンター TEL:27-0156 (平日9:00～17:00 土日祝日を除く)
聴覚に障害があるなど電話が難しい人はFAX:23-1168

📄 **接種券の申請、問い合わせ**

健康増進課 コロナワクチン接種推進室 TEL 23-1132 (平日8:30～17:15 土日祝日を除く)

燃料価格等物価高騰総合対策

事業者への支援事業を
実施します

コロナ禍における原油価格・物価の高騰に直面する事業者や市内のにぎわいを創出するイベントの開催を支援するため、各種支援事業を実施します。

省エネ機器等
導入支援補助金

燃油等物価高騰に直面する市内事業者の事業継続と経営改善を図るとともに、温室効果ガス削減への取組を促進するため、省エネ機器や低燃費タイヤの導入に係る経費の一部を補助します。

- 補助対象者
 - ・市内に本店を有する法人、または市内に住民登録があり、市内に事業所を有している個人
- 申請日において事業を継続しており、事業継続の意思があること
- 市税の滞納がないこと
- 導入基準
 - ・省エネ機器

※購入設置後の申請となるので、購入前に補助対象となるか事前にご確認ください
※申請は、一事業者につき一回限りです

■補助率
補助対象経費
(税抜)の1/2(上限20万円)
※千円未満切捨て
■申請先

・旧長門市に事業所を有する事業者は長門商工会議所
・旧3町に事業所を有する事業者はながと大津商工会
■関連政策課商工振興班
☎23-11136

▼市ホームページ
はこちらから



中小企業等事業再構築
促進事業費補助金

新分野展開、業態転換などの取組を行う中小企業者を支援するため、国の事業再構築補助金交付事業者にかかる、自己資金部分の一部を補助します。

■補助対象者
・市内に本店を有する法人または市内に住民登録があり、市

■申請受付期間
7/10(月)～令和6年1/12(金)
17:00まで

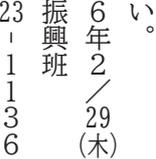
内に事業所を有している個人事業者
・国庫補助事業である「中小企業等事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業者
・市税の滞納がない法人または個人事業者

■補助率
国の補助金額確定額の1/4
■補助上限額
補助対象事業を市内で実施する場合、1,000万円

■申請先
産業政策課あてに郵送または持参してください。

・申請期限 令和6年2/29(木)
■関連政策課商工振興班
☎23-11136

▼市ホームページ
はこちらから



ながと賑わい創出
支援事業補助金

長門市の商工業の振興を目的とした市内経済の活性化・産業振興を図るのにぎわい創出イベントを支援します。

■期間
8/1(火)～31(木)
■補助対象者
・商工会議所や商工会などの商工団体および地域産業の振興を図ることを目的に設立された団体

■補助率
主たる事務所が市内にある事業者であり、かつ、3者以上で構成された団体
・市内に居住している個人で、5人以上で組織された団体

■補助対象イベント
・事業者などが自主的、主体的に企画、実施するもの
・長期的展望に立って企画するもの
・地域の特性、地域資源を有効に活用するもの

■補助率
1/2(補助上限100万円)
※対象となる経費は要綱で定められています。詳しくはホームページで確認またはお問い合わせください

■申請先
産業政策課商工振興班
☎23-11136



長門市国民健康保険

加入者の皆さんへ

限度額適用認定証などの更新を受付中

現在の「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、自己負担限度額の決定のために毎年所得判定が必要となるので、7月末日を有効期限に設定しています。

このため、8月以降も引き続き認定証の交付が必要な場合は、次のとおり更新の手続きを行ってください。

■受付開始 8/1(火)～

※9月以降に申請を行う場合、申請月初日からの適用となり、適用期間に空白が生じませんのでご注意ください

■受付場所 総合窓口課、各支所、各出張所

■必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・昨年度から引き続き区分Ⅱ、Ⅲの認定を受ける人で、過去1年以内（8月申請の場合、

前年9月以降）の入院期間が90日を超える場合は、入院期間を確認できるもの（医療機関の領収書など）

限度額適用認定証などとは

各世帯の所得区分が記載された認定証のことで、医療機関でこれを提示することにより、窓口での支払いが下表の限度額までとなります。次に該当する人で認定証を利用する場合は、事前に交付申請をしてください。

■交付対象・認定証

- ・70歳未満で住民税非課税世帯以外の人、70歳以上で現役並Ⅰ・現役並Ⅱの世帯の人
- 「限度額適用認定証」
- ・住民税非課税世帯の人

「限度額適用・標準負担額減額認定証」（併せて入院時の食事負担が減額となります）

※70歳以上で一般区分、現役並Ⅲに該当する人の限度額適用認定証はありません

■自己負担限度額（月額）

≪ 70歳以上の人 ≫

区分	住民税課税所得区分	外来（個人単位）	年3回目まで（※）		年4回目以降（※）
			外来+入院（世帯単位）		
現役並Ⅲ	住民税課税所得690万円以上	252,600円 総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算		140,100円	
現役並Ⅱ	住民税課税所得380万円以上	167,400円 総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算		93,000円	
現役並Ⅰ	住民税課税所得145万円以上	80,100円 総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算		44,400円	
一般	住民税課税所得145万円未満	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円	44,400円	
Ⅱ	住民税非課税世帯	24,600円			
Ⅰ	住民税非課税世帯で年金収入80万円以下など	8,000円	15,000円		

≪ 70歳未満の人 ≫

区分	世帯所得区分	年3回目まで（※）		年4回目以降（※）
ア	所得が901万円超	252,600円 総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算		140,100円
イ	所得が600万円超901万円以下	167,400円 総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算		93,000円
ウ	所得が210万円超600万円以下	80,100円 総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算		44,400円
エ	所得が210万円以下	57,600円		44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円		24,600円

※過去1年間に、一つの世帯で高額療養費に該当した回数

- ・一つの医療機関あたり21,000円以上自己負担があるものについては合算対象（同一医療機関でも入院、外来、歯科は別々に計算します）
- ・所得とは、国民健康保険料算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のこと

■申請方法

更新手続きと同様

※受付は随時で、申請月初日から有効です

■認定証利用時の留意事項

- ・複数の医療機関を受診した場合、医療機関ごとに限度額を計算します

- ・一つの医療機関で外来、入院、歯科があった場合、別々に限度額を計算します
- ・限度額適用認定証を利用しない場合や、複数の医療機関にかかるなどで限度額を超えた場合は、申請により高額療養費を支給します。保険証、

領収書、通帳（振込口座確認用）を持参のうえ、申請してください

※保険料滞納世帯には交付できませんので注意してください

■総合窓口課保険管理班

☎ 23-11129